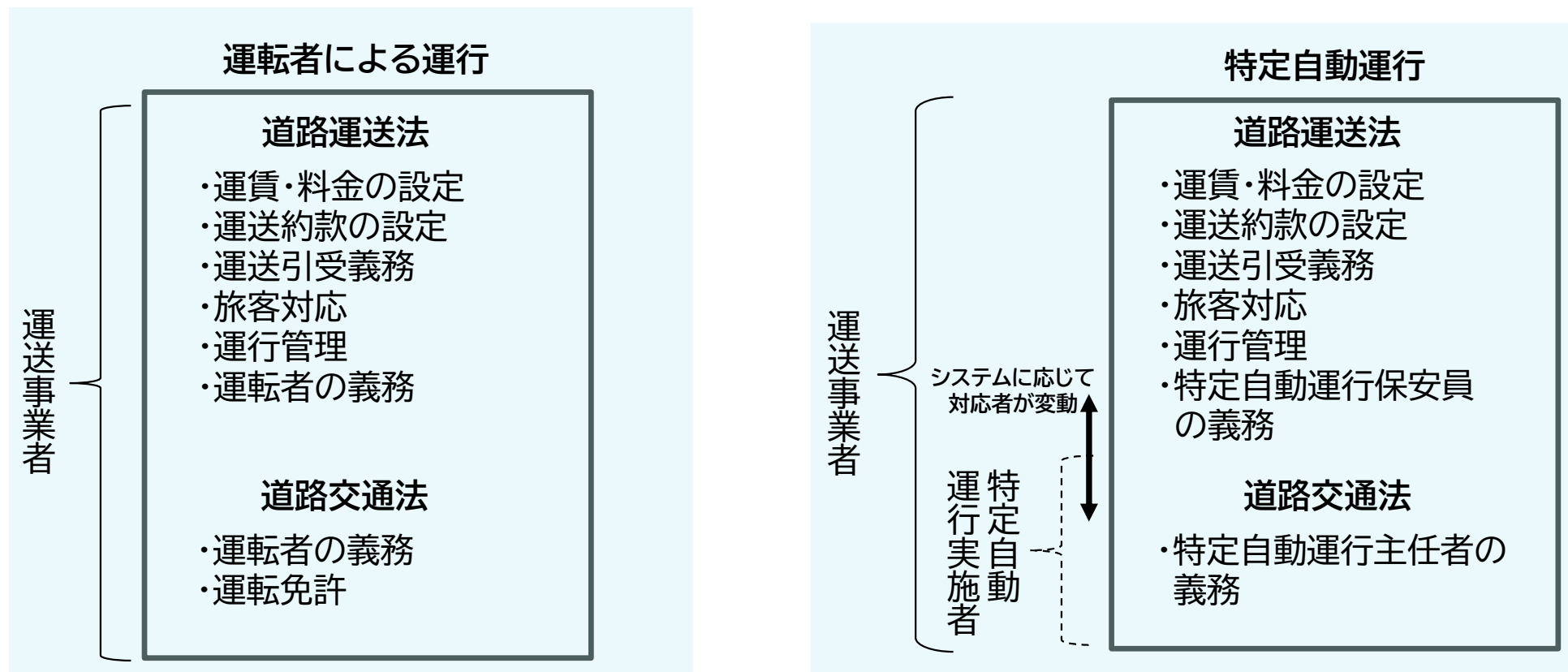


管理の受委託の運用の明確化及び 特定自動運行時に必要な運行管理の在り方について

- 運送事業を行うにあたっては、道路運送法・道路交通法を遵守する必要がある、特定自動運行を行う場合であっても変わりはない。
- 道路交通法において、特定自動運行の許可制度が新たに創設されたところ、特定自動運行による運送事業を行うにあたっては、当該許可を受けた者(特定自動運行実施者)も含めて、運送事業を実施する上で遵守すべき義務を履行する必要がある。

運送事業を実施する上で遵守すべき義務



運送事業者が特定自動運行実施者となるケースのほか、運送事業者以外の者が特定自動運行実施者となり、道路運送法に基づく業務の一部を委託するケースも想定しておくことが必要。
⇒ 道路運送法第35条に規定されている管理の受委託の制度を活用して整備。

- 道路運送法第35条第1項の規定に基づく特定自動運行の管理の受委託の許可において、行政上の責任は運送事業者であること、輸送の安全が確保されていること等に留意して、許可基準の整備を行うこととする。

管理の受委託の骨子(案)

○ 受託者の要件

- ・特定自動運行実施者(特定自動運行計画に記載のある者への委託も含む)であること
- ・かつ、特定自動運行の管理に関し、運送事業者と同等の安全性及び実施体制を有している者

○ 受委託に係る主な要件

- ・受託者及び委託者は、特定自動運行計画、運用マニュアル等について、事前に協議の上で定める。
- ・委託者は、受託者にて運送事業者の従事者が行うべき業務を行う者に対して、遵守すべき事項等の助言を行う。
- ・受託者において、委託を受けた業務の実施状況について、委託者に毎日報告を行う。
- ・受託者において、特定自動運行保安員に求める業務を行う者は、委託者から点呼を受ける。
- ・受託者は、事故や故障等により運行を中断したときは、警察や消防への通報と並行して、委託者に連絡を行い、旅客の運送の継続について協議の上、対応を決定する。
- ・安全上緊急に対処する必要のある事項等について、委託者から指示があった際にはその指示に従う。
- ・特定自動運行計画、管理の受委託契約書、運用マニュアル等に取決めがない事象が生じた場合においては、協議の上、対応を決定すること。

○ 法令違反時の行政処分

- ・運送事業者に対する、車両の使用停止、事業許可の停止・取消し
- ・管理の受委託の許可の停止・取消し

○ 受委託事業に係る契約上の責任

- ・旅客に対する契約上の責任は、委託者が負担する。
- ・委託者が受託者の責任によって生じた損害について受託者に求償することを妨げない。

※ 現行法規に留意しつつ、今後通達を作成

- 外部委託を行う際、現行制度においては、受託者は「定型業務」を除き運行の業務に係る判断及び対応を行わないこととされているが、当該「定型業務」が明確になっていない。
 - 特定自動運行実施者は、公安委員会による許可を得た者であるとともに、運送事業者に課せられる義務の一部を特定自動運行計画に基づき実施するところ。
 - ⇒ 運送事業者と特定自動運行実施者の間で、特定自動運行計画や運用マニュアルで具体的な判断及び対応を事前に取り決め、特定自動運行実施者がその範囲内で実施することが道路運送法関係規定に照らして妥当な業務については「定型業務」として取り扱うことを規定上明確にする。
- ※当事者間の合意によって「定型業務」とすることが適切でない業務について外部委託できないことを明確にする。

異常気象時等における定型業務の例

道路運送法において 運送事業者に課せられる業務

- ・特定自動運行保安員に対する天候の見込みの伝達、運行の中止の指示等の輸送の安全のための措置

道路交通法における 特定自動運行計画の遵守

- ・「特定自動運行計画」に「特定自動運行を行うための前提となる気象の状況」を記載し、遵守する必要あり

「特定自動運行を行うための前提となる気象の状況」に「降雪がない場合」と記載していた場合であって、特定自動運行中に降雪がある場合には、特定自動運行をとりやめることについて、運送事業者の判断を必要としない「定型業務」とする。



旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(通達)

【一部抜粋】

…

第15条の2 特定自動運行保安員の業務等

(1)、(2) 略

(3) 特定自動運行旅客運送を行う場合の体制(第3項)

特定自動運行旅客運送を行う事業者は、自らの責任の下、運転者が乗務している場合と同等の輸送の安全等を確保することが求められる。したがって、特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、以下の事項が遵守されるよう事業者に対し指導すること。

①、② 略

③ 遠隔監視業務等を外部委託する場合の措置

事業者が、法第35条の規定に基づき、特定自動運行事業用自動車の運行の管理や遠隔監視等を外部委託する場合においても、委託元である事業者(以下本規定において「委託者」という。)には、関係者の責務及び役割の分担を明確化した上で、特定自動運行旅客運送を実施する体制を構築することが求められる。このため、外部委託を伴う特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、委託者及び受託者に対し、以下の事項を遵守させる必要がある。

イ、ロ 略

ハ 受託者は、委託者との間で締結した特定自動運行事業用自動車の運行の業務に係る契約に基づく乗降口の扉の開閉や事故時の初動対応等の定型業務を除き、特定自動運行事業用自動車の運行の業務に係る判断及び対応を行わないこと。

- 運送事業者は、事業用自動車の運行の安全を確保するため、営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、一定人数以上の運行管理者を選任する必要があり、特定自動運行を行う場合であっても、引き続き運行管理者の選任は必要である。
- 特定自動運行の際、運行管理者の業務量は少なくなることが見込まれるが、個々の特定自動運行に係るシステムのレベルにより、運行管理者の業務量が異なることから、当面の間は運行管理者の必要な選任数について、事業者からの申請に応じて審査する。

特定自動運行時の運行管理者の主な業務

指導監督	特定自動運行保安員に対する指導・監督を行う。
点呼	特定自動運行保安員に対し、健康状態等の点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与える。
異常気象時における措置	天災等により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、特定自動運行保安員に対する必要な指示や措置を講ずる。
事故・イレギュラー事象発生時の処置	事故・イレギュラー事象が発生した場合、的確に状況判断を行い、特定自動運行保安員に対する必要な指示や措置を講ずる。運行を中断したときは、乗車している旅客のために、状況に応じて特定自動運行保安員に指示して適切な処置を構ずる。現場の状況を把握する必要があると認められる場合は現地に急行して対応する。
事故の記録	事故の概要等を記録し、その記録を保存する。重大事故については自動車事故報告書を作成し、国交大臣に提出する。

運行管理者の営業所毎の配置基準

(タクシー(現行))

・保有車両39両まで1名、以降40両ごとに1名追加

(変更案)

・特定自動運行に係るシステムのレベルにより、運行管理者の業務量が異なることから、当面の間は事業者からの申請に応じて審査

これまで提示した案については、バス等他のモードについても、基本的に同様の考え方を踏襲する。